（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出）

第十九条　認定事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定事業者又はその法第四十二条第六号に規定する法定代理人、同条第七号に規定する役員若しくは次条に規定する使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記様式第三号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを都道府県知事等に提出しなければならない。　（新設）

（使用人）

第二十条　法第四十二条第七号及び第八号（これらの規定を法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人は、居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用人とする。　（新設）

（法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更等）

第二十一条　法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名の変更

二　認定事業者が未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員の氏名の変更

三　居住安定援助賃貸住宅の名称の変更

四　法第四十条第二項第七号に規定する専用戸数の増加に係る変更

五　家賃、敷金又は共益費の減額に係る変更

六　居住安定援助の対価の減額に係る変更

七　居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先の変更

八　前各号に掲げるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の実施に支障がないと都道府県知事等が認める変更

2　認定事業者は、前項各号（第八号を除く。）に掲げる変更をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一　認定番号

二　変更の内容

三　変更予定年月日

（居住安定援助計画の変更の認定の申請）

第二十二条　法第四十四条第一項の居住安定援助計画の変更の認定を申請しようとする認定事業者は、別記様式第四号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。　（新設）

2　前項の申請書には、当該居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の添付書類を添付しなければならない。

（廃止の届出等）

第二十三条　法第四十四条第三項の規定による廃止の届出は、別記様式第五号による届出書により行うものとする。　（新設）

2　都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一　認定事業者が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその名称、代表者の氏名及び住所

二　認定番号

三　事業廃止の年月日